

「6-1. 応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置(UN-R64 関係)」

● 適用範囲

専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの

● 改正概要

- 上記適用範囲の自動車に応急用予備走行装置(応急用予備タイヤ、ランフラットタイヤ等)又はタイヤ空気圧監視装置(タイヤの空気圧を監視し、必要な場合に警報する装置)を備える場合に適合しなければならない要件を定めます。
- 応急用予備走行装置の要件として、制動性能、タイヤの負荷能力、設計速度、表面の色等の要件を規定します。
- タイヤ空気圧監視装置の要件として、タイヤの低空気圧の検出、装置の異常の検出、警報の表示等の要件を規定します。

※ ランフラットタイヤとは、低空気圧状態でも基本的な走行性能が得られるようタイヤの側面を補強するなどの対策が施されたタイヤをいう。



応急用予備タイヤ



ランフラットタイヤ



タイヤ空気圧監視装置

● 改正時期

平成 26 年 6 月(予定)

● 適用時期

平成 30 年 2 月 1 日以降に製作される自動車